

● 所得税の確定申告および市県民税の申告に必要なもの

- 申告書(所得税および市県民税)、収支内訳書(営業・農業・不動産等所得者)、印鑑、申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の納付および還付を口座振替等で行う場合)
- 昨年(平成17年中所得)の申告書の控え
- 収入および必要経費のわかる書類
 - ・ <給与所得者> 勤め先からの源泉徴収票
 - ・ <年金受給者> 社会保険庁などからの源泉徴収票
 - ・ <営業・農業・不動産等所得者> 収入や必要経費がわかる帳簿(収支内訳書に転記しておいてください。)
- 社会保険料の支払額を確認できる書類
 - ・ 国民健康保険税
 - ・ 介護保険料
 - ・ 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除証明書(・一般の生命保険料
- ・ 個人年金の生命保険料)
- 損害保険料控除証明書
- 扶養する親族に収入がある場合、その収入のわかる資料(源泉徴収票等)
- 医療費控除を申告する人
 - ・ 医療機関等の領収書(平成18年中の領収印があるもので、整理して合計しておいてください。)
 - ・ 保険組合や保険会社から補てん金がある場合その金額がわかるもの

所得税確定申告の相談会を利用するにあたってのお願い

例年、申告期限が間近になると、市役所の申告会場(五條・西吉野・大塔会場)が混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。このような混雑を少しでも緩和するため、所得税確定申告を市役所の各会場で申告する場合は、次の点にご注意・ご協力をお願いします。

● 土地・建物や株式等を売却した時の譲渡所得(分離課税)等を伴う申告および消費税の申告相談は、税務署で行ってください。

分離課税等を伴う申告および消費税の申告は、申告書作成に相当の時間がかかる場合が多く、混雑の要因となっています。あくまでも、確定申告の最終審査を行うのは、所得税および消費税を管轄する税務署になりますので、これらの確定申告については、直接税務署で行ってください。

● 税務署が推進する「自書申告」の方針に基づき、申告書および収支内訳書には、事前に記入できるところは記入しておいてください。

「自書申告」とは、納税者が自ら申告書を記入し、作成して税務署に提出することです。よって、申告書には事前に氏名、住所、扶養親族等、記入できるところは記入しておいてください。

特に、事業(営業・農業等)所得がある場合は、年間の収入や必要経費などを自分で整理・分類し、収支内訳書に記入しておいてください。整理されていない場合は、申告の受付ができないことがあります。

● 医療費控除を伴う確定申告は、まず自分で整理・計算をお願いします。

医療費控除の適用を受けるには、前年中に医療機関等で支払った領収書が必要です。医療費控除に関する領収書の整理・分類・合計などを事前に済ませたうえで来場してください。整理されていない場合は、申告の受付ができないことがあります。

● 農業所得における水稻の所得標準が平成18年分から廃止されました。

平成17年分までの農業所得における水稻の所得は、所得標準に基づいた所得の計算が可能でしたが、平成18年分からは、すべて収支計算に変わります。自分で収入・支出(経費)を整理したうえで申告することになります。

収支計算とは

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

・ 出荷伝票や仕切書などの収入金額の分かる書類
・ 請求書や領収書などの支払金額のわかる書類
の保存や記帳が必要です。

※ **平成19年から市県民税と所得税が大きく変わります【税源移譲】**

→ 詳しくは、「広報五條」18年12月号および五條市ホームページをご覧ください。

■ 問合先 税務課市民税係 ㊦(内線256、298)